

4健第16201号
令和5年3月30日

高齢者施設等管理者 様

福島県保健福祉部長
〔福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長〕
(公印省略)

高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症の感染対策を含む
施設内療養体制の確保について（照会）

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを令和5年5月8日から5類感染症とする方針が決定されました。

高齢者施設等では、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、位置づけ変更後においても、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制の確保など、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の構築が必要となります。

つきましては、県内の高齢者施設等における施設内療養体制について、実態調査を行いますので、下記により回答願います。

なお、当該調査については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」における「感染対策等を行った上での施設内療養に対する費用（施設内療養者1名あたり最大30万円）」の補助要件の確認を兼ねており、本調査により、別紙の要件をすべて満たすことが確認された事業所のみ、補助の対象となりますので申し添えます。

記

1 施設内療養体制に関する調査について

(1) 回答期限

令和5年4月19日（水）

(2) 回答先

県コロナ対策本部医療対策班医療体制企画チーム

(3) 回答方法

■ Web による回答

○アクセス方法

以下のいずれかの方法でアクセスしてください。

① 福島県高齢福祉課のホームページからアクセス

- ・「福島県高齢福祉課」で検索
- ・高齢福祉課 > 新型コロナウイルスに係る高齢者施設等の情報はこちら
> 施設内療養体制に関する調査

② 福島県地域医療課のホームページからアクセス

- ・「福島県地域医療課」で検索
- ・地域医療課 > 新型コロナウイルス感染症について
 - > 施設内療養体制に関する調査

③ 以下のURL（福島県かんたん申請・申込システム）からアクセス

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202300138>

④ 以下のQRコードからアクセス



■ Web による回答ができない場合

別添調査様式により、FAXで回答をお願いします。

FAX番号：024-521-9724

(4) 留意事項

複数の種別で指定を受けている場合（例：介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業所など）、お手数ですが、回答内容が同じであっても、施設種別毎に分けて回答してください。

2 県内高齢者施設等向け新型コロナウイルス感染症対策セミナーの開催について

令和5年3月17日付け4健第15506号（福島県保健福祉部長通知）にて、位置づけ変更後の感染対策に関するセミナーの開催を御案内しております。各施設の管理者、看護師のほか、施設の常勤医師、嘱託医師または協力医療機関の医師を対象としておりますので、積極的に御参加いただきますようお願いいたします。

【セミナーに関する問合せ先】 高齢福祉課 電話番号：024-521-7533

事務担当・問い合わせ先

- 本調査に関すること（調査項目・補助要件について）
福島県高齢福祉課 電話 024-521-7163・7164
- 本調査（回答方法）、新型コロナウイルス感染症に関すること
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部医療対策班
医療体制企画チーム 電話 024-521-8681